

令和4年4月19日

「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージの実施状況（案）

1 緊急対策パッケージの周知状況

- 各都道府県性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター所管課長宛てに「「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて」（令和4年3月31日内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長事務連絡）により、ワンストップ支援センターへ周知及び協力を依頼した。（内閣府）
- 都道府県警察に対し、令和4年3月31日付けで「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ（以下「緊急対策パッケージ」という。）の取組について周知した。（警察庁）
- 独立行政法人国民生活センター、地方公共団体（都道府県・政令指定都市）の消費者行政担当部局、消費者団体及び適格消費者団体に対し、緊急対策パッケージについて周知を行った。（消費者庁）
- 総務省 Twitter により、緊急対策パッケージについて情報を発信した。（内閣府男女共同参画局のツイートをリツイート）（総務省）
- 一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人セーフアーインターネット協会、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会宛てに、「「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて」（令和4年4月7日事務連絡）により、加盟事業者に対する周知を依頼した。（総務省）
- 「違法・有害情報相談センター」トップページにおいて緊急対策パッケージを決定した旨及びリンクを掲出した。（総務省）
- 「成年年齢引下げに伴う適切な人権相談対応について」（令和4年3月31日法務省人権擁護局調査救済課補佐官事務連絡）を発出することにより、各法務局及び地方法務局に対し、緊急対策パッケージについて周知した。（法務省）
- 日本司法支援センター本部において、緊急対策パッケージの内容を、日本司法支援センターの全職員が閲覧できる電子掲示板に掲示し、同内容を全職員に周知した。（法務省）
- 各都道府県・指定都市教育委員会、各国公私立大学及び高等専門学校等担当課宛に、「「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて」（令和4年4月1日文部科学省5課連名事務連絡）により、生徒・学生等への教育啓発、保護者に対する周知等の協力を依頼した。（文部科学省）

- 都道府県労働局長宛て「「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて」（令和４年４月１日 労働基準局監督課長、同労働関係法課長、職業安定局需給調整事業課長、雇用環境・均等局総務課長 事務連絡）により、総合労働相談コーナー等に相談があった場合の適切な対応や関係機関との連携等による協力を依頼した。（厚生労働省）
- 関係団体宛て「「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて」（令和４年４月１日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 事務連絡）により、婦人相談所に相談があった場合の支援等を依頼した。（厚生労働省）

２．若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化

- 令和４年４月中の毎日、内閣府男女共同参画局 Twitter 及び Facebook に、成年年齢引下げとＡＶ出演強要問題等を含む若年層の性暴力被害予防に係る投稿を発信している。（内閣府）
- 内閣府男女共同参画局 YouTube に成年年齢引下げとＡＶ出演強要問題に係る啓発動画掲載した。（内閣府）
- 若年層の性暴力被害予防月間の広告ポスターを駅構内等に掲出している。（内閣府）
- 令和４年５月以降、アプリ内やインターネットで、成年年齢引下げとＡＶ出演強要問題に係る広告を実施予定である。（内閣府）
- 令和４年４月２５日～５月８日の間、成年年齢引下げとＡＶ出演強要問題に係る動画広告を、Instagram、Twitter に掲載している。（内閣府）
- 令和４年５月２３日～５月２９の間、東京メトロで、成年年齢引下げとＡＶ出演強要問題に係る電車内広告を掲出予定である。
- 令和４年５月以降、成年年齢引下げとＡＶ出演強要問題に係る啓発カードを作成し、自治体での生理用品配布の際、配布予定である。（内閣府）
- 令和４年４月１日以降、随時、各都道府県警察において、大学、高校及び専門学校の生徒等を対象とした被害防止講話やキャンペーン等を実施している。（警察庁）
- 法務省人権擁護局が運営する Twitter、Facebook 及び LINE により、「若年層の性暴力被害予防月間」及び法務局における人権相談について周知している。（法務省）
- 文部科学省ホームページ、Facebook、Twitter により、緊急対策パッケージ、「アダルトビデオ」出演強要問題、「若年層の性暴力被害予防月間」について、情報を発信した。（文部科学省）
- 令和４年５月２５日にオンライン開催予定の全国高等学校長協会（全高長）において、「若年層の性暴力被害予防月間」リーフレット等について資料配布予定。（文部科学省）

- 消費者教育の一環として、高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）において、契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解すること等を規定しており、その指導に当たっては、契約の意義や不完全な意思表示に基づいて契約が行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができる等の内容を取扱うこととするなど、新学習指導要領の徹底を通じた教育の充実を図っている。（文部科学省）
- 令和 4 年 6 月 22 日にオンライン開催予定の全国キャリア教育・就職ガイダンスにおいて、リーフレット等を資料配付予定である。（文部科学省）

3. 被害者保護に係る各種法制度の運用強化等

- 各都道府県性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター所管課長宛てに「「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて」（令和 4 年 3 月 31 日内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長事務連絡）により、ワンストップ支援センターへ周知及び協力を依頼した。（内閣府）
- 都道府県警察に対し、令和 4 年 3 月 31 日付けで、緊急対策パッケージの取組について周知した。（警察庁）
- 独立行政法人国民生活センター、地方公共団体（都道府県・政令指定都市）の消費者行政担当部局、消費者団体及び適格消費者団体に対し、緊急対策パッケージにより、各種法制度について周知を行った。また、消費者契約法の解説パンフレットについて、上記団体の他に警察や日本司法支援センターに配布し、法制度の周知を図る。（消費者庁）
- 「成年年齢引下げに伴う適切な人権相談対応について」（令和 4 年 3 月 31 日法務省人権擁護局調査救済課補佐官事務連絡）を発出することにより、各法務局及び地方法務局に対し、アダルトビデオ出演強要を始めとする各種トラブルに巻き込まれた等の人権相談を受けた場合には、被害者保護に係る各種法制度を踏まえ、適切に対応するよう指示した。（法務省）
- 都道府県労働局長宛て「「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて」（令和 4 年 4 月 1 日 労働基準局監督課長、同労働関係法課長、職業安定局需給調整事業課長、雇用環境・均等局総務課長 事務連絡）により、総合労働相談コーナー等に相談があった場合の適切な対応や関係機関との連携等による協力を依頼した。（厚生労働省）
- 関係団体宛て「「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて」（令和 4 年 4 月 1 日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 事務連絡）により、婦人相談所に相談があった場合の支援等を依頼した。（厚生労働省）